

最終更新日：2007年10月25日

テクマトリックス株式会社

代表取締役社長 由利 孝

問合せ先：企画部長 高橋 正行 TEL:03-5792-8601

証券コード:3762

<http://www.techmatrix.co.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社では、企業価値の向上を最重要課題として、競争力の維持・強化、並びに顧客に提供できる付加価値の最大化に努めております。その実現のために、戦略的かつスピーディーな経営の意思決定、それに基づいて迅速かつ適確な業務執行、更には経営と業務執行に対する十分な監督監査、以上をバランス良く行う体制を構築することが、コーポレート・ガバナンスの基本であると考えております。また、企業市民としての責任を全うするために、コンプライアンス強化への取組みも重要な課題であると考えております。

2. 資本構成

外国人株式所有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
楽天株式会社	19,200	31.04
日商エレクトロニクス株式会社	18,473	29.87
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	5,158	8.34
資産管理サービス信託銀行株式会社(年金特金口)	1,798	2.90
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	1,695	2.74
指定単受託者三井アセット信託銀行株式会社 1口(常任代理人 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)	1,450	2.34
テクマトリックス従業員持株会	1,123	1.81
リスクモンスター株式会社	700	1.13
TIS株式会社	611	0.98
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	500	0.80

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	ジャスダック
決算期	3月
業種	情報・通信業
(連結) 従業員数	100人以上500人未満
(連結) 売上高	100億円未満
親会社	なし
連結子会社数	10社未満

4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特にありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
杉原 章郎	他の会社の出身者		○		○	○				
西村 順介	他の会社の出身者		○		○	○				

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由
杉原 章郎	その他の関係会社である楽天株式会社の取締役であります。	その他の関係会社である楽天株式会社より同氏の推薦を受けましたので、同氏の経歴、役職等を考慮し検討を行った結果、当社の社外取締役として適任であると判断し、平成19年6月の株主総会に付議し承認されました。

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由
西村 順介	その他の関係会社である日商エレクトロニクス株式会社 の使用者であります。	その他の関係会社である日商エレクトロニクス株式会社 より同氏の推薦を受けましたので、同氏の経歴、役職等 を考慮し検討をした結果、当社の社外取締役として適 任であると判断し、平成 19 年 6 月の株主総会に付議し 承認されました。

その他社外取締役の主な活動に関する事項

杉原 章郎氏(平成 19 年 6 月就任)は、就任以降に開催した取締役会 6 回のうち 5 回に出席しました。
西村 順介氏(平成 19 年 6 月就任)は、就任以降に開催した取締役会6回全てに出席しました。

【 監査役関係 】

監査役会の設置の有無	設置している
監査役の人数	3 名

監査役と会計監査人の連携状況

監査役、内部監査室、監査法人による三様監査の連携強化をはかるために定期的に会合を持ち、監査実施状況などにつき意見交換を行っております。

監査役と内部監査部門の連携状況

内部監査室が社長に対して報告を行う定例会議(隔週で開催)に常勤監査役が出席して内部監査の実施状況の確認をするとともに、必要に応じて個別の会合を持ち、意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
西川 眞司	他の会社の出身者									
高山 健	他の会社の出身者		○		○	○				
和田 尚史	他の会社の出身者		○		○	○				

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である

- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
西川 眞司	その他の関係会社であったアイ・ティー・エックス株式会社の子会社であるアイ・ティー・テレコム株式会社出身であります。	その他の関係会社であったアイ・ティー・エックス株式会社より同氏の推薦を受けましたので、同氏の経歴等を考慮し検討を行った結果、当社の常勤監査役として適任であると判断し、平成 17 年 6 月の株主総会に付議し承認されました。
高山 健	その他の関係会社である楽天株式会社取締役であります。	その他の関係会社である楽天株式会社より同氏の推薦を受けましたので、同氏の経歴、役職を考慮し検討を行った結果、当社の社外監査役として適任であると判断し、平成 13 年 6 月の株主総会に付議し承認されました。
和田 尚史	その他の関係会社である日商エレクトロニクス株式会社取締役であります。	その他の関係会社である日商エレクトロニクス株式会社より同氏の推薦を受けましたので、同氏の経歴、役職等勘案し検討を行った結果、当社の社外監査役として適任であると判断し、平成 19 年 6 月の株主総会に付議し承認されました。

その他社外監査役の主な活動に関する事項

西川 眞司氏(平成 17 年 6 月就任)の就任以降の取締役会への出席率は 100%であります。

高山 健氏(平成 13 年 6 月就任)は、平成 19 年 3 月期に開催した取締役会 15 回のうち 10 回に出席しました。また就任以降の出席率は 81.1%であります。

和田 尚史氏(平成 19 年 6 月就任)は、就任以降に開催した取締役会6回全てに出席しました。

【 インセンティブ関係 】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

社内取締役 3 名に対し、計 104 株のストックオプションが付与されております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外監査役、従業員

該当項目に関する補足説明

これまでに取締役、監査役、執行役員、従業員を対象者として、ストックオプションを付与しております。

なお、取締役のうち社外取締役 2 名、また監査役のうち非常勤の監査役 2 名に対しては、付与しておりません。

【 取締役報酬関係 】

開示手段	有価証券報告書
開示状況	全取締役の総額を開示

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書において、取締役に支払った報酬の総額を記載しております。なお、社外取締役 2 名には報酬は支払っておりません。

【 社外取締役(社外監査役)のサポート体制 】

社外取締役及び社外監査役に対する取締役会に関する連絡は、経営企画課が窓口となって行っております。取締役会における重要議題については、事前に資料の送付を行っており、また必要に応じて事前ならびに事後の説明・報告を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項

当社では、業務執行に関する課題を協議する機関として、常勤取締役・常勤監査役・執行役員・事業部長等によって構成される業務執行会議を設置しております。また業務執行会議では、取締役会に付議すべき重要事項の検討を行い、取締役会及び代表取締役社長に答申を行っております。業務執行会議は毎月 1 回定例会議を行い、必要に応じて臨時の会議を招集しております。平成 19 年 3 月期におきましては、17 回の会議を開催しました。

監査・監督の機能としては、監査役監査基準に基づく監査役監査、並びに内部監査、会計監査人監査の体制をとっております。また、II 1. (3)③「監査役と会計監査人の連携状況」に記載しましたとおり、上記三様監査の連携強化を推進しており、定期的な意見交換を行っております。

内部監査の体制としては、社長直轄の組織として内部監査室を設置、スタッフ2名を専任し、全部門を対象に会計監査と業務監査を計画的に実施しております。

会計監査につきましては、会社法に基づく会計監査人及び証券取引法に基づく会計監査にあずき監査法人を起用しております。

同法人における業務執行の体制は下記のとおりであります。

- ・業務を執行した公認会計士の指名
指定社員、業務執行社員： 柿沼 幸二、小長谷 公一
- ・会計監査業務に係る補助者の構成
公認会計士 3 名、会計士補 4 名

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	平成 19 年 6 月 22 日に開催いたしました。

2. IR に関する活動状況

	代表者自身による説明の有無	補足説明
個人投資家向けに定期的説明会を開催	あり	平成 18 年 6 月 3 日及び平成 19 年 3 月 24 日、26 日に開催しました。
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	あり	平成 18 年 5 月 11 日、平成 18 年 11 月 9 日及び平成 19 年 5 月 9 日に開催しました。
IR 資料のホームページ掲載	なし	URL: http://www.techmatrix.co.jp/ir/library.html において、決算短信、事業報告書、有価証券報告書、会社説明資料を掲載しております。
IR に関する部署（担当者）の設置	—	企画部 経営企画課が IR 担当部署であります。取締役執行役員 管理本部長 大城 東が IR 担当役員、企画部長 高橋 正行が IR 事務連絡責任者であります。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR 活動等の実	環境マネジメントシステムである「エコステージ」の認証を取得しており、当社環境方針の下、環境保全活動に取り組んでおります。

Ⅳ 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

下記が当社の内部統制システム構築の基本方針となります。

尚、同基本方針は、平成 19 年 10 月 25 日の取締役会において、見直しを行っております。

記

1. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

①「文書管理規則」に基づき、以下の文書(電磁的記録を含む)を関連資料とともに適切に保存及び管理(廃棄を含む)を行い、必要に応じて運用状況の検証、各規程の見直しを行う。

- ・株主総会議事録
- ・取締役会議事録
- ・業務執行会議議事録
- ・税務署その他官公庁、証券取引所に提出した書類の写し
- ・その他文書管理規則に定める文書

②ISO27001 (ISMS) に適合した情報資産の管理に努めるものとする。

2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①「危機管理規程」に基づき、危機管理体制を構築し、損失の危険を含めた危機の未然防止に努めるとともに、危機が発生・発見された場合には、対策本部を設置する等、被害回避及び被害拡大防止に努めるものとする。

②ISO27001 (ISMS) の維持・改善活動を通じて、情報セキュリティに起因する損失のリスクに対する国際基準に適合した管理・運用に努めるものとする。

③社長直属の部署である内部監査室により、各部署の日常的な業務執行状況の監査を実施し、損失の危険に繋がりうるリスクの洗い出し・評価、リスクに対する対応状況を確認する。

3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①執行役員制度をとることにより取締役会をスリム化し、「取締役会規則」に則り、経営の意思決定を迅速かつ効率的に行えるようにする。取締役会は毎月 1 回定例会議を行い、必要に応じて臨時の会議を招集する。

②「業務執行会議規則」に則り、常勤取締役・常勤監査役・執行役員・事業部長等によって構成される業務執行会議を設置し、業務執行に関する課題について協議するとともに、取締役会に付議すべき重要事項を検討し、取締役会および代表取締役社長に答申する。業務執行会議は毎月 1 回定例会議を行い、必要に応じて臨時の会議を招集する。

③事業の効率性を追求するため、内部統制体制の継続的な整備と業務プロセスの改革を推進する。

4. 取締役並びに使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①「企業倫理ガイドライン」を定め、法令・定款・社内規程等への遵守につき、役員・従業員の行動基準を明確にする。

- ②役員・従業員に対する教育・研修を定期的に行うことにより、上記ガイドラインの周知徹底をはかるものとする。
 - ③内部監査室により、各部署の日常的な業務執行状況の監査を実施し、ガイドラインの遵守状況を確認する。
 - ④従業員の経営への参画意識を高めるために、毎月1回社員全員参加の朝会を実施し、社長が経営方針、事業の進捗状況等の説明を行い、全社レベルで意識の共有をはかる。
5. 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ①内部監査室が子会社の業務執行状況の監査を実施する。
 - ②定例の業務執行会議において、子会社の事業状況ならびに財務状況の報告を受けるとともに、重要事項については協議を行う。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
- 監査役より補助人を置くことを求められた場合には、内部監査室の所属員に監査役の職務の補助を委嘱するものとする。
7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 上記の補助者の人事異動・懲戒処分には、監査役会の承認を得なければならないものとする。また人事評価は、監査役の意見を聴取の上行うものとする。
8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- 常勤監査役は、経営の意思決定や業務執行の状況を把握するため、取締役会、業務執行会議等の重要な会議に出席する。取締役・執行役員は、取締役会、業務執行会議、あるいは必要に応じて会議を開催して、監査役に対し必要な報告を行う。また、常勤監査役は、稟議書等の業務執行に関わる書類等の閲覧を行い、必要に応じて役員・従業員に説明を求めるものとする。
9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査役、内部監査室、監査法人による三様監査の連携強化を推進する。また、監査役は、代表取締役社長、監査法人と、それぞれ定期的に意見交換を実施する。

以上

参考資料「模式図」: 巻末「添付資料」をご覧ください。

V その他

1. 買収防衛に関する事項

特にありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

特にありません。

【 参考資料：模式図 】

